

平成18年 1 月12日

株 主 各 位

東京都大田区西馬込一丁目 2 番 8 号

株式会社アークコア

代表取締役社長 正 渡 康 弘

## 第 2 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 2 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、誠にお手数ではございますが、後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 1 月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区池上一丁目32番 8 号  
大田区立池上会館 西館 2 F 紅梅・白梅の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
  - < 報告事項 > 第 2 期（平成16年11月 1 日から平成17年10月31日まで）  
営業報告書報告の件
  - < 決議事項 >
    - 第 1 号議案 第 2 期貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件
    - 第 2 号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（14頁から16頁まで）に記載のとおりであります。
    - 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件
    - 第 4 号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（18頁から19頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 第 2 期 営 業 報 告 書

(平成16年11月 1 日から平成17年10月31日まで)

### 1. 営業の概況

#### (1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業収益が高水準で推移し始めたことを背景として、設備投資が増加を続けております。また、雇用者所得も緩やかに増加したことから、乗用車の新車登録台数が伸びており、個人消費も堅調に推移しております。一方で、原油価格の上昇の影響から物価の上昇が見られ、今後の経済情勢に影響を及ぼす可能性があります。

バイク業界におきましては、社団法人日本自動車工業会によると平成17年3月末日での国内二輪車保有台数は1,317万台で前年より8.6万台の減少となっております。内訳としては、原付一種（排気量50cc以下）が17.3万台減少しておりますが、中古バイクとして市場に流通する割合の高い原付二種以上（排気量51cc以上）は8.6万台の増加となっております。

さらに、道路交通法改正により平成17年4月から高速道路の二人乗りが解禁されたこと、平成17年6月からAT限定二輪免許が導入されたことからメーカー各社は新製品をラインアップし、販売店の動きも活発になっております。

このような環境の中、当社は創業当時より、集車においてインターネットを最も有効なプロモーションツールとして営業戦略を策定し、独自の経営戦略（インターネットによる集客→出張査定→B2Bオークションへの販売）を推進してまいりました。インターネットを活用した具体的なプロモーション戦略といたしまして、リスティング広告やSEO（Search Engine Optimization：検索エンジン最適化）を施策実行し、効果的な広告宣伝を行ってまいりました。さらに、ラジオCMによるプロモーションを開始したことにより、ネット上における当社サイトのブランド力向上もあり、新規層のユーザーを取り込むことに成功しております。

人員につきましては、プロモーション効果を最大限生かし業績を向上させるため、査定士（顧客のところまで出張、査定して買取をしてくる者）の増員を図り、査定力向上のための徹底した研修、教育を実施するとともに顧客からの問い合わせの多い主要エリアへの店舗展開にも注力いたしました。

店舗戦略としましては、5月には福岡県福岡市に、7月に広島県広島市に出店し、西日本の集客力を強化することで東京から九州までの集客能力を向上させるとともに、8月に千葉県市川市に、10月に東京都町田市に出店し関東地方の「即時買取り」体制の強化を図っております。さらに、10月に宮城県仙台市に出店したことにより、東北地方の即日買取りを可能にする体制を整えております。

この結果、当事業年度の販売台数は11,901台（前期比32.0%増）、売上高2,643,199千円（前期比33.5%増）、営業利益95,429千円（前期比9.3%増）、経常利益80,843千円（前期比5.3%減）、当期純利益は43,179千円（前期比10.6%減）となりました。

売上高および営業利益が前期比で増加しているにも関わらず、経常利益が前期比で減少となりましたのは、株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場に株式公開するまでの上場関連費用として12,429千円を計上しているためであります。

## (2) 対処すべき課題

平成17年3月末日のバイクの国内保有台数は1,317万台であり、うち排気量が50ccを超える比較的市場価値の高い原付第二種以上のバイクでも460万台であります。証券取引所に上場している中古バイク買取会社の買取台数の総合計は10万台にも達しておりません。このような中古バイク流通市場において、当社が中長期的に成長していくためには下記の課題に対処することとなります。

プロモーションにつきましては、当社にとって最大のマーケットである関東地方においてラジオCM等のマスプロモーションを展開し、バイクユーザーへの当社ブランドの浸透を図ることとしております。

店舗展開につきましては、出張査定強化及び当社店舗への持込査定を展開していくためにも、関東地方における多店舗展開及び買取需要が高い地域への効率的な出店という2つの観点から実施する方針であります。

また、他社よりも迅速にかつきめこまかなサービスを提供することがバイク売却希望者の満足度の向上に繋がることから営業部門の人材教育の強化を推進していくこととしております。

## (3) 設備投資の状況

当期において、福岡店、広島店、千葉店、横浜町田店、仙台店の新規出店及び練馬支店での設備拡充により、68,581千円の設備投資を行いました。

## (4) 資金調達の状況

当期において、当社は平成17年9月15日に名古屋証券取引所セントレックス市場に株式上場する際にブックビルディング方式による公募増資で191,360千円（発行株式数1,300株、1株当たり引受価額147,200円）を調達し、その一部で借入金の返済を行いました。

## (5) 営業成績及び財産の状況の推移

&lt; 参考 &gt;

| 区 分                | 第 1 期     | 第 2 期     | 区 分                | 平成15年4月期                 | 平成15年10月期                 |
|--------------------|-----------|-----------|--------------------|--------------------------|---------------------------|
|                    | 平成16年10月期 | 平成17年10月期 |                    | 平成14年5月1日～<br>平成15年4月30日 | 平成15年5月1日～<br>平成15年10月31日 |
| 売 上 高 (千円)         | 1,979,251 | 2,643,199 | 売 上 高 (千円)         | 406,480                  | 622,907                   |
| 経常利益 (千円)          | 85,382    | 80,843    | 経常利益 (千円)          | 343                      | 12,680                    |
| 当期純利益 (千円)         | 48,320    | 43,179    | 当期純利益 (千円)         | 343                      | 6,177                     |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円) | 52,893.42 | 3,732.83  | 1口当たり<br>当期純利益 (円) | 3,431.04                 | 47,763.47                 |
| 総 資 産 (千円)         | 302,506   | 454,894   | 総 資 産 (千円)         | 55,710                   | 83,520                    |
| 純 資 産 (千円)         | 111,841   | 346,380   | 純 資 産 (千円)         | 5,343                    | 26,520                    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 平成16年12月17日付で1株を10株とする株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益は期首に当該分割が行われたものとみなして計算しております。
3. 当社は平成15年11月1日に有限会社から株式会社に組織変更を行っておりますので、有限会社の財務諸表を参考までに掲載いたします。なお、有限会社の財務諸表については消費税等の会計処理は税込方式によっており、平成15年10月期は決算期変更を行ったため6ヶ月決算となっております。

## 2. 会社の概況（平成17年10月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

中古バイク買取・販売業 インターネット・電話による無料オンライン査定により中古バイクの売却希望者を集客し、売却希望者に対する出張査定・持込査定を行って中古バイクを買取り、これを主にB2Bオークションで販売しております。

### (2) 主要な営業所

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 本 店       | 東京都大田区西馬込 1 - 2 - 8      |
| 練 馬 支 店   | 東京都練馬区土支田 1 - 15 - 14    |
| 関 西 支 店   | 大阪府大阪市淀川区東三国 1 - 21 - 11 |
| 名 古 屋 支 店 | 愛知県名古屋市中川区万場 2 - 901     |
| 福 岡 店     | 福岡県福岡市博多区東比恵 2 - 1 - 18  |
| 広 島 店     | 広島県広島市南区東雲本町 1 - 16 - 5  |
| 千 葉 店     | 千葉県市川市相之川 2 - 16 - 17    |
| 横 浜 町 田 店 | 東京都町田市南つくし野 2 - 31 - 26  |
| 仙 台 店     | 宮城県仙台市泉区八乙女中央 2 - 5 - 3  |

(注) 福岡店、広島店、千葉店、横浜町田店、仙台店は当期に開設した店舗であります。

### (3) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比較増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------|---------|---------|-------------|
| 60名  | 13名増    | 31.8歳   | 1.1年        |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（5名）を含んでおりません。  
2. 当期において大幅な増員となりましたのは、業容拡大に伴うものであります。

### (4) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 45,600株  
発行済株式の総数 12,700株

(注) 1. 平成16年12月17日をもって、株式分割（分割比率 1 : 10）を行い、10,260株増加いたしました。  
2. 平成17年 9月15日をもって、公募増資による新株式1,300株を発行いたしました。

株主数 838名

(5) 大株主の状況

| 氏 名 又 は 名 称      | 当 社 へ の 出 資 状 況 |       | 当社の当該株主への出資状況 |         |
|------------------|-----------------|-------|---------------|---------|
|                  | 持 株 数           | 議決権比率 | 持 株 数         | 出 資 比 率 |
|                  | 株               | %     | 株             | %       |
| 正 渡 康 弘          | 5,970           | 47.01 | —             | —       |
| 投資事業組合GV-        | 1,380           | 10.87 | —             | —       |
| 小 畠 誠 治          | 1,130           | 8.90  | —             | —       |
| 金 森 真 佐 樹        | 600             | 4.72  | —             | —       |
| グローバル・ブレイン株式会社   | 600             | 4.72  | —             | —       |
| 山 田 浩 司          | 420             | 3.31  | —             | —       |
| 齋 藤 文 男          | 400             | 3.15  | —             | —       |
| 松井証券株式会社         | 76              | 0.60  | —             | —       |
| マネックス・ビーンズ証券株式会社 | 74              | 0.58  | —             | —       |
| 國 分 英 道          | 67              | 0.53  | —             | —       |

(6) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21による新株予約権

| 発行決議の日                      | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額 | 行 使 期 間                      |
|-----------------------------|---------|---------------|---------------------|------------------------------|
| 第1回新株予約権<br>(平成16年12月28日決議) | 247個    | 普通株式<br>247株  | 79,000円             | 平成19年1月1日から<br>平成26年11月30日まで |

(注) 新株予約権は、いずれもストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

当営業年度中に株主以外の者に特に有利な条件で発行した新株予約権

|                  |                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日           | 平成16年12月28日                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の数          | 247個                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 247株                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の発行価額       | 無償                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使の条件      | 発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要します。<br>新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要します。<br>新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より1年が経過するまでは権利を行行使できません。<br>その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。 |
| 新株予約権の消却事由及び条件   | 対象者が上記行使条件のいずれかの要件を満たさないこととなった場合、当社は取締役会の決議をもって無償で消却することができる。                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の譲渡に関する事項   | 新株予約権の譲渡、担保権の設定及び質入等一切の処分を行うことができない。                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の有利な条件の内容   | 当社の監査役、従業員を対象に新株予約権を無償で発行した。                                                                                                                                                                                     |

割当てを受けた特定使用人等の氏名及び割当てを受けた新株予約権の数（上位10名）

| 氏 名     | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |
|---------|---------|---------------------|
| 岩 本 竜 久 | 40個     | 普通株式 40株            |
| 土 屋 勉   | 32個     | 普通株式 32株            |
| 小 野 義 和 | 32個     | 普通株式 32株            |
| 中 山 宏 明 | 18個     | 普通株式 18株            |
| 諏 佐 大 輔 | 11個     | 普通株式 11株            |
| 市 川 真   | 10個     | 普通株式 10株            |
| 平 田 里 華 | 5 個     | 普通株式 5 株            |
| 斎 藤 友 宜 | 5 個     | 普通株式 5 株            |
| 小 田 切 浩 | 5 個     | 普通株式 5 株            |
| 牧 野 裕   | 5 個     | 普通株式 5 株            |

特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

| 付 与 対 象 | 人 数 | 新株予約権の総数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |
|---------|-----|----------|---------------------|
| 当社の従業員  | 41人 | 224個     | 普通株式 224株           |

割当てを受けた特定使用人等以外の者の氏名及び割当てを受けた新株予約権の数

| 氏 名     | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |
|---------|---------|---------------------|
| 川 俣 延 茂 | 16個     | 普通株式 16株            |
| 手 塚 貞 勝 | 7 個     | 普通株式 7 株            |

(7) 取締役及び監査役の状況

| 役 職 名         | 氏 名       | 担当または主な職業               |
|---------------|-----------|-------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 正 渡 康 弘   |                         |
| 取 締 役         | 小 畠 誠 治   | 営業本部長兼経営企画室長            |
| 取 締 役         | 金 森 真 佐 樹 | 営業部長                    |
| 取 締 役         | 山 田 浩 司   | 管理本部長                   |
| 取 締 役         | 百 合 本 安 彦 | グローバル・ブレイン株式会社<br>代表取締役 |
| 常 勤 監 査 役     | 川 俣 延 茂   |                         |
| 監 査 役         | 手 塚 貞 勝   |                         |

- (注) 1. 取締役百合本安彦は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 平成16年10月31日開催の臨時株主総会において、川俣延茂が監査役に選任され、平成16年11月1日付けで就任いたしました。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実  
該当事項はありません。

(注) 本営業報告書中の記載金額（または数値）は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成17年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |         | 負 債 の 部       |         |
|-----------------|---------|---------------|---------|
| 科 目             | 金 額     | 科 目           | 金 額     |
| 流 動 資 産         | 318,041 | 流 動 負 債       | 108,513 |
| 現 金 ・ 預 金       | 202,228 | 買 掛 金         | 2,895   |
| 売 掛 金           | 60,296  | 未 払 金         | 59,330  |
| 商 品             | 32,009  | 未 払 費 用       | 12,743  |
| 貯 蔵 品           | 628     | 未 払 法 人 税 等   | 16,000  |
| 未 収 入 金         | 9,985   | 未 払 消 費 税 等   | 9,865   |
| 立 替 金           | 895     | 預 り 金         | 7,679   |
| 前 払 費 用         | 10,250  |               |         |
| 仮 払 金           | 150     |               |         |
| 繰 延 税 金 資 産     | 1,596   |               |         |
| 固 定 資 産         | 136,852 |               |         |
| 有 形 固 定 資 産     | 107,997 |               |         |
| 建 物 附 属 設 備     | 68,189  |               |         |
| 構 築 物           | 32,769  |               |         |
| 車 両 運 搬 具       | 1,057   |               |         |
| 工 具 器 具 備 品     | 5,980   | 負 債 合 計       | 108,513 |
| 無 形 固 定 資 産     | 1,400   | 資 本 の 部       |         |
| 電 話 加 入 権       | 136     | 資 本 金         | 110,325 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 1,264   | 資 本 剰 余 金     | 138,035 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 27,454  | 資 本 準 備 金     | 138,035 |
| 出 資 金           | 50      | 利 益 剰 余 金     | 98,020  |
| 差 入 保 証 金       | 26,626  | 当 期 未 処 分 利 益 | 98,020  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 777     | 資 本 合 計       | 346,380 |
| 資 産 合 計         | 454,894 | 負 債 ・ 資 本 合 計 | 454,894 |

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 20,298千円  
2. 期末発行済株式の種類および数 普通株式12,700株  
3. 重要なリース資産  
貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両および備品の一部をリース契約により使用しております。  
4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 自 平成16年11月 1 日  
至 平成17年10月31日 )

(単位：千円)

| 科 目             | 金         | 額         |
|-----------------|-----------|-----------|
| 経常損益の部          |           |           |
| 営業損益の部          |           |           |
| 営 業 収 益         |           |           |
| 売 上 高           |           | 2,643,199 |
| 営 業 費 用         |           |           |
| 売 上 原 価         | 1,680,544 |           |
| 販売費及び一般管理費      | 867,225   | 2,547,770 |
| 営 業 利 益         |           | 95,429    |
| 営業外損益の部         |           |           |
| 営 業 外 収 益       |           |           |
| 受 取 保 険 料       | 983       |           |
| 受 取 手 数 料       | 450       |           |
| 雑 収 入           | 236       | 1,670     |
| 営 業 外 費 用       |           |           |
| 支 払 利 息         | 2,405     |           |
| 新 株 発 行 費       | 1,410     |           |
| 上 場 関 連 費 用     | 12,429    |           |
| 雑 損 失           | 11        | 16,256    |
| 経 常 利 益         |           | 80,843    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |           | 80,843    |
| 法人税、住民税及び事業税    |           | 35,686    |
| 法 人 税 等 調 整 額   |           | 1,977     |
| 当 期 純 利 益       |           | 43,179    |
| 前 期 繰 越 利 益     |           | 54,841    |
| 当 期 未 処 分 利 益   |           | 98,020    |

( 注 ) 1. 1株当たり当期純利益(期中平均発行済株式数による) 3,732円83銭  
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

|   |   |                 |
|---|---|-----------------|
| 商 | 品 | 個別法による原価法       |
| 貯 | 蔵 | 品 最終仕入原価法による原価法 |

### (2) 固定資産の減価償却方法

|        |     |
|--------|-----|
| 有形固定資産 | 定率法 |
| 無形固定資産 | 定額法 |

### (3) 繰延資産の処理方法

新株発行費 支出時に全額費用として計上しております。

### (4) リース取引の処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 利 益 処 分 案

(単位：円)

| 科 目                             | 金 額        |
|---------------------------------|------------|
| 当 期 未 処 分 利 益<br>これを次のとおり処分します。 | 98,020,586 |
| 次 期 繰 越 利 益                     | 98,020,586 |

## 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの第2期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致していると認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成18年1月4日

株 式 会 社 ア ー ク コ ア

監査役（常勤） 川 俣 延 茂 (印)

監査役 手 塚 貞 勝 (印)

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

### 1. 総株主の議決権の数

12,700個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第2期貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類9頁から12頁に記載のとおりであります。

本議案の内容については、取締役会は適法かつ適切に判断して提出しており、また監査役の意見は、監査報告書に記載のとおりであります。

なお、当期の未処分利益は98,020千円となりますが、当社は設立後間もないため財務基盤を強固にすることが重要であり、加えて今後の持続的成長を考えた場合に、利益を配当として直ちに株主の皆様へ還元するよりも、内部留保として当社の成長機会に使用させていただく方が企業価値を高める効果が期待できるものと考えており、当期は利益配当を実施しないこととさせていただきます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて不測の事態により電子公告できない場合の措置を定めるものであります。

今後の資本政策に備え、発行する株式の総数を増加するものであります。

当社株式が平成17年9月15日をもって名古屋証券取引所セントレックス市場に上場されたことに伴い、当社の発行する株券等が「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）に基づく「株券等の保管振替制度」において取扱われることについて同意いたしました。これに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」の取扱いを明確にするため、所要の変更を行うものであります。

取締役及び監査役の員数の適正化を図るため、これを減少するものであります。

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）が平成14年5月1日に施行され、役員の責任軽減が認められることになったことに伴い、社外取締役の招聘を容易にするため、社外取締役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、第25条（社外取締役との責任限定契約）の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

その他、上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                                                                                | 第 1 章 総 則                                                                                                                                                                                       |
| 第 1 条<br>（ 条 文 省 略 ）                                                                                                                     | 第 1 条<br>（ 現 行 ど お り ）                                                                                                                                                                          |
| 第 3 条<br>（ 公 告 ）                                                                                                                         | 第 3 条<br>（ 公 告 ）                                                                                                                                                                                |
| 第 4 条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載してする。</u>                                                                                                     | 第 4 条 当会社の公告は、 <u>電子公告によって行う。ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>                                                                                                                         |
| 第 2 章 株 式<br>（ 発 行 す る 株 式 の 総 数 ）                                                                                                       | 第 2 章 株 式<br>（ 発 行 す る 株 式 の 総 数 ）                                                                                                                                                              |
| 第 5 条 当会社の発行する株式の総数は、 <u>45,600株</u> とする。                                                                                                | 第 5 条 当会社の発行する株式の総数は、 <u>50,800株</u> とする。                                                                                                                                                       |
| 第 6 条 （ 条 文 省 略 ）<br>（ 名 義 書 換 代 理 人 ）                                                                                                   | 第 6 条 （ 現 行 ど お り ）<br>（ 名 義 書 換 代 理 人 ）                                                                                                                                                        |
| 第 7 条 （ 条 文 省 略 ）                                                                                                                        | 第 7 条 （ 現 行 ど お り ）                                                                                                                                                                             |
| 2 （ 条 文 省 略 ）                                                                                                                            | 2 （ 現 行 ど お り ）                                                                                                                                                                                 |
| 3 当会社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。 | 3 当会社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、 <u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成</u> 、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。 |
| （ 株 式 取 扱 規 程 ）                                                                                                                          | （ 株 式 取 扱 規 程 ）                                                                                                                                                                                 |
| 第 8 条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。                              | 第 8 条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、 <u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成</u> 、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。                                                        |

| 現 行 定 款                                                                     | 変 更 案                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (基準日)                                                                       | (基準日)                                                                                               |
| 第9条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 | 第9条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 |
| 2 (条文省略)                                                                    | 2 (現行どおり)                                                                                           |
| 第3章 株主総会                                                                    | 第3章 株主総会                                                                                            |
| 第10条<br>{ (条文省略)                                                            | 第10条<br>{ (現行どおり)                                                                                   |
| 第14条<br>第4章 取締役及び取締役会<br>(員数)                                               | 第14条<br>第4章 取締役及び取締役会<br>(員数)                                                                       |
| 第15条 当社の取締役は <u>10名</u> 以内とする。                                              | 第15条 当社の取締役は <u>7名</u> 以内とする。                                                                       |
| 第16条<br>{ (条文省略)                                                            | 第16条<br>{ (現行どおり)                                                                                   |
| 第24条<br>(新 設)                                                               | 第24条<br><u>(社外取締役との責任限定契約)</u>                                                                      |
| 第5章 監査役<br>(員数)                                                             | 第25条 当社は、 <u>社外取締役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</u><br>第5章 監査役<br>(員数)                |
| 第25条 当社の監査役は <u>5名</u> 以内とする。                                               | 第26条 当社の監査役は <u>4名</u> 以内とする。                                                                       |
| 第26条<br>{ (条文省略)                                                            | 第27条<br>{ (現行どおり)                                                                                   |
| 第28条<br>(新 設)                                                               | 第29条<br><u>(監査役の責任免除)</u>                                                                           |
| 第6章 計 算                                                                     | 第30条 当社は、 <u>取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。</u><br>第6章 計 算                             |
| 第29条<br>{ (条文省略)                                                            | 第31条<br>{ (現行どおり)                                                                                   |
| 第32条                                                                        | 第34条                                                                                                |

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役川俣延茂氏及び同手塚貞勝氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | 川 俣 延 茂<br>(昭和24年5月19日生)  | 昭和49年4月 ユニデン(株)入社<br>昭和53年10月 (株)ケーヨー入社<br>昭和56年6月 三信建設工業(株)入社<br>昭和59年2月 日本デジタルイクイップ<br>メント(株)(現日本ヒューレ<br>ット・バッカード(株))入社<br>平成16年11月 当社監査役就任(現任)       | 0株                |
| 2          | 石 田 敦 信<br>(昭和47年11月25日生) | 平成6年10月 青山監査法人プライスウオ<br>ーターハウス入所<br>平成10年4月 公認会計士登録<br>平成11年10月 中央監査法人国際部(現中<br>央青山監査法人)入所<br>平成12年7月 (株)エスプール入社<br>平成16年10月 (株)エスプール執行役員経営<br>企画室長(現任) | 10株               |

(注) 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の従業員に対し、2.の要領に記載のとおり、新株予約権を無償で発行するものであります。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式200株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

###### (2) 割り当てる新株予約権の数

200個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

###### (3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

###### (4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における名古屋証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の場合は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成20年2月1日から平成27年1月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」とする。）において、これを行使することを要する。

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合には、この限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は、これを認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または新株予約権を放棄した場合は、当社は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

以 上

大田区立池上会館 西館2F 紅梅・白梅の間  
東京都大田区池上一丁目32番8号  
東急池上線 池上駅から徒歩7分

